

公益社団法人 愛知県診療放射線技師会

令和6年度 臨時総会 次第

開会の辞

会長挨拶

総会運営委員会報告

議長選出

議事

第1号議案 定款改正（案）

第2号議案 役員選出規定改正（案）

第3号議案 役員の報酬等に関する規程改正（案）

第4号議案 その他

議長解任

閉会の辞

定款 新旧対照表

令和7年1月22日

改正案	現行
<p>公益社団法人 愛知県診療放射線技師会 定款</p> <p>平成25年4月1日制定 令和7年4月1日改定</p> <p>(抜粋)</p> <p>(権限)</p> <p>第13条 総会は、次の事項について決議する。</p> <p>(1) 会員の除名</p> <p>(2) 理事及び監事の選任又は解任</p> <p>(3) 理事及び監事の報酬</p> <p>(4) 事業計画及び収支予算の決定</p> <p>(5) 事業報告、貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計画書)並びにこれらの附属明細書の承認</p> <p>(6) 定款の変更</p> <p>(7) 解散及び残余財産の処分</p> <p>(8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</p> <p>(役員の設置)</p> <p>第22条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事20名以上25名以内</p> <p>(2) 監事2名以上3名以内</p> <p>2 理事のうち1名を会長とし、2名を副会長、5名を常務理事とする。</p> <p>3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、前項の副会長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。</p> <p><u>4 監事のうち1名以上は、その就任の前十年間当該法人又はその子法人の理事、会員又は使用人であったことがない者その他これに準ずるものとして内閣府令で定める者であること。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第30条 理事、監事及び顧問は、無報酬とする。ただし、常勤の理事、監事及び当該法人又はその子法人の理事、会員又は使用人であったことがないその他これに準ずるものとして内閣府令で定める監事に対しては、理事会において別に定める報酬の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。</p> <p>附則</p> <p>1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>2 この法人の最初の代表理事である会長は、佐野幹夫、最初の業務執行理事である副会長は三宅良和、近藤裕二、最初の業務執行理事である常務理事は廣瀬保次郎、水口仁、南保修、木田浩介、中村勝とする。</p> <p>3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</p> <p><u>4 この定款は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>公益社団法人 愛知県診療放射線技師会 定款</p> <p>平成25年4月1日制定</p> <p>(抜粋)</p> <p>第13条 総会は、次の事項について決議する。</p> <p>(1) 会員の除名</p> <p>(2) 理事及び監事の選任又は解任</p> <p>(3) 理事及び監事の報酬等の額</p> <p>(4) 事業計画及び収支予算の決定</p> <p>(5) 事業報告、貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計画書)並びにこれらの附属明細書の承認</p> <p>(6) 定款の変更</p> <p>(7) 解散及び残余財産の処分</p> <p>(8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</p> <p>(役員の設置)</p> <p>第22条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事20名以上25名以内</p> <p>(2) 監事2名以内</p> <p>2 理事のうち1名を会長とし、2名を副会長、5名を常務理事とする。</p> <p>3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、前項の副会長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第30条 理事、監事及び顧問は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。</p> <p>附則</p> <p>1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>2 この法人の最初の代表理事である会長は、佐野幹夫、最初の業務執行理事である副会長は三宅良和、近藤裕二、最初の業務執行理事である常務理事は廣瀬保次郎、水口仁、南保修、木田浩介、中村勝とする。</p> <p>3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</p>

役員選出規定 新旧対照表

令和7年1月22日

改正案	現行
<p>公益社団法人 愛知県診療放射線技師会 役員選出規定</p> <p>平成元年8月1日制定 平成25年4月1日改定 令和7年4月1日改定</p> <p>(抜粋)</p> <p>(立候補届)</p> <p>第6条 理事は、会員からの立候補または推薦とする。監事は、会員かつ理事経験者からの立候補または推薦とする。また、監事1名はその就任の前十年間当該法人の理事、会員又は使用人であったことがない者その他これに準ずるものとして内閣府令で定める者からの立候補または推薦とする。</p> <p>(立候補資格)</p> <p>第8条 理事及び監事の立候補資格は、10年以上にわたって会費を完納している者に限る。ただし、会員ではない監事はこの限りではない。</p> <p>第5章 役員の数</p> <p>(役員の数)</p> <p>第9条 定款第22条に定める定数は、以下の通りとする。 理事の定数は、20名以上25名以内とする。 2 監事の定数は、2名以上3名以内とする。</p> <p>第6章 役員選出の方法</p> <p>(挙手または投票の順序)</p> <p>第11条 挙手または投票は次の順序によって行う。 (1) 理事(20名以上25名以内) (2) 監事 (2名以上3名以内)</p> <p>第7章 雑則</p> <p>(改廃)</p> <p>第14条 この規定の改廃は、理事会の議決によるものとする。</p> <p>附則</p> <p>1. この規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。 2. この規定は、平成25年4月1日から施行する。 3. この規定は、令和7年4月1日から施行する。</p>	<p>公益社団法人 愛知県診療放射線技師会 役員選出規定</p> <p>平成元年8月1日制定 平成25年4月1日改定</p> <p>(抜粋)</p> <p>(立候補届)</p> <p>第6条 理事及び監事は、会員からの立候補または推薦とする。ただし、監事については理事経験者とする。</p> <p>(立候補資格)</p> <p>第8条 理事及び監事の立候補資格は、10年以上にわたって会費を完納している者に限る。</p> <p>第4章 役員の数</p> <p>(役員の数)</p> <p>第9条 定款第22条に定める定数は、以下の通りとする。 理事の定数は、20名以上25名以内とする。 2 監事の定数は、2名以内とする。</p> <p>第5章 役員選出の方法</p> <p>(挙手または投票の順序)</p> <p>第11条 挙手または投票は次の順序によって行う。 (1) 理事(20名以上25名以内) (2) 監事(2名以内)</p> <p>第6章 雑則</p> <p>(改廃)</p> <p>第14条 この規定の改廃は、総会の議決によるものとする。</p> <p>附則</p> <p>1. この規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。 2. この規程は、平成25年4月1日から施行する。</p>

役員の報酬等に関する規程 新旧対照表

令和7年1月22日

改正案	現行
<p>公益社団法人 愛知県診療放射線技師会 役員の報酬等に関する規程</p> <p style="text-align: right;">平成25年4月1日制定 令和7年4月1日改定</p> <p>(抜粋)</p> <p>(報酬等の支給)</p> <p>第2条 非常勤の役員の報酬等は、定款第30条に定めるとおり無報酬とする。 2 常勤の理事に対しては、定款第30条にかかわらず、報酬等は支給しないものとする。 <u>3 監事のうち、その就任の前十年間当該法人の理事、会員又は使用人であったことがない者その他これに準ずるものとして内閣府令で定める者に対しては、1日あたり30,000円の報酬等を支給することができる。</u></p> <p>(改廃)</p> <p>第3条 この規程の改廃は、<u>理事会</u>の決議をもって行う。</p> <p>附則</p> <p>1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。 <u>2 この規程は、令和7年4月1日から改定する。</u></p>	<p>公益社団法人 愛知県診療放射線技師会 役員の報酬等に関する規程</p> <p style="text-align: right;">平成25年4月1日制定</p> <p>(抜粋)</p> <p>(報酬等の支給)</p> <p>第2条 非常勤の役員の報酬等は、定款第30条に定めるとおり無報酬とする。 2 常勤の理事に対しては、定款第30条にかかわらず、報酬等は支給しないものとする。</p> <p>(改廃)</p> <p>第3条 この規程の改廃は、総会の決議をもって行う。</p> <p>附則</p> <p>1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。</p>